

清涼飲料水に係る規格基準改正に当たっての論点整理

前回の食品規格部会における議論を踏まえ、論点及び留意点を以下に整理した。

I ミネラルウォーター類について

論点 1 :

化学物質等に係る基準は、原水について設定するか、又は製品に設定するか。

(留意点)

- ・ 現行は、清涼飲料水にあわせて原水に基準が設定されている。
- ・ コーデックス規格では、製品について基準が設定されている。
- ・ 直接消費者が飲料する最終製品に基準を設定する方が、衛生確保の観点からより適切ではないか。
- ・ 原水は、加熱殺菌等が施された後に最終製品となる。実質的に、原水に含有される化学物質は、ほぼそのまま製品に移行することから、現行の原水基準でも対応は可能ではないか。

論点 2 :

無殺菌・無除菌のもの（区分A：コーデックスのナチュラルミネラルウォーターに相当）と加熱殺菌等の処理がなされたもの（区分B：コーデックスのボトルド/パッケージドウォーターに相当）の2つに区分するか。

(留意点)

- ・ 現行は、ミネラルウォーター類として一括りにになっている。
- ・ コーデックス規格は、ナチュラルミネラルウォーターとボトルド/パッケージドウォーターに区分されている。
- ・ ナチュラルミネラルウォーターは無殺菌・無除菌であることから、微生物学的にもボトルド/パッケージドウォーターと異なるが、これらを区分することが規格基準設定の上で適当か。

(参考)

- ・ なお、2つに区分する場合、その名称あるいは品質表示ガイドラインとの整合性について、別途検討が必要になるのではないか。
- ・ 2つに区分しコーデックス規格をそのまま適応させた場合、我が国においてナチュラルミネラルウォーターを認可する公的な認証機関が必要になるのではないか。

論点3：

化学物質等に係る基準を設定する項目及び基準値についてどう考えるか。

(留意点)

【区分A（コーデックスのナチュラルミネラルウォーターに相当）】

<設定項目>

- ・ 化学物質については現行基準で16項目が設定されているが、コーデックス規格と比較するとアンチモン及びニッケルが無く、逆に亜鉛と硫化物が設定されている。
- ・ 微生物については現行基準とコーデックス規格とで大きな相違はない。

<基準値>

- ・ コーデックス規格、WHO飲料水ガイドライン及び水道法水質基準を踏まえつつ、項目毎に毒性評価を行い、その上で適切な数値を設定することではどうか。（なお、WHO飲料水ガイドラインは来年2月に、水道法水質基準は来年夏目途に改正される予定）

【区分B（コーデックスのボトルド/パッケージドウォーターに相当）】

<設定項目>

- ・ コーデックス規格では、WHO飲料水水質ガイドラインを引用している。
- ・ 水道法の水質基準との整合性をとって、健康に関連する項目を中心に必要な項目を設定することではどうか。

<基準値>

- ・ コーデックス規格、WHO飲料水ガイドライン及び水道法水質基準を踏まえつつ、項目毎に毒性評価を行い、その上で適切な数値を設定することではどうか。（なお、WHO飲料水ガイドラインは来年2月に、水道法水質基準は来年夏目途に改正される予定）

II 清涼飲料水（ミネラルウォーター類等以外）に関して

論点1：

化学物質等に係る基準を設定する項目及び基準値についてどう考えるか。

（留意点）

<設定項目>

- ・ 現行、26項目が設定されている。
- ・ コーデックス規格は無い。
- ・ 清涼飲料水では水以外にも果汁、コーヒー等様々な原材料が用いられるため、製品よりも原水について基準を設定することではどうか。
- ・ 仮に原水とした場合、水道水と同様の方策によって健康を確保することができるのではないか。

<基準値>

- ・ WHO飲料水ガイドライン及び水道法水質基準を踏まえつつ、項目毎に毒性評価を行い、その上で適切な数値を設定することはどうか。（なお、WHO飲料水ガイドラインは来年2月に、水道法水質基準は来年夏目途に改訂される予定）

論点2：

他の食品製造等に用いる水（飲用適の水）については、どう考えるか。

（留意点）

- ・ 清涼飲料水は製品の大部分が水であるが、他方、食品製造等に用いる水は、流水、換水、洗浄、加工又は冷却に用いられている。両者は摂取レベルが大きく異なる。
- ・ 食品の製造等に用いる水の中には例外的に製品の相当部分が水である食品が存在する。
 - ① 清涼飲料水全自動調理機の調理水
 - ② その他